

課程博士政治学術図書出版助成規程

令和 5 (2023) 年 1 月 24 日制定・施行

(目 的)

第 1 条 この規程は該当する大学の大学院生に対する課程博士政治学術図書出版助成に関する事項を定め、もって政治に関する研究成果の発表を促進し、学術の振興および我が国文化の向上に寄与することを目的とする。

(助成の対象者)

第 2 条 助成の対象となる者は、該当大学の博士後期課程を修了して 3 年以内かつ学位を取得した後 1 年以内の者で、出版社から政治研究に関する書籍を出版しようとする者。

(助成の対象となる経費)

第 3 条 助成の対象となる経費は、出版にかかわる直接経費（組版代、印刷代および製本代）の全部または一部とし、付帯経費（会合費、広告費、通信費、翻訳権料、販売手数料および校正料等）は対象としない。

(助成の額)

第 4 条 1 件あたりの助成金は 5 0 万円（上限）とし、助成金は直接出版社に支払う。

(助成の申請)

第 5 条 博士後期課程を修了し学位を取得後 1 年以内に申請すること。助成を受けようとする者は原稿および所定の申請書（様式 2-1）、出版経費見積書（様式 2-2）をそろえ、所属学部長を通じ毎年 4 月 25 日までに一般財団法人櫻田會に提出しなければならない。助成申請時に提出する原稿は「完全原稿」とし、USB フラッシュメモリー等に書き込んだものを添付しなければならない。

(助成の件数)

第 6 条 1 年度あたり 2 件を上限とする。

(助成の決定)

第 7 条 櫻田會理事会は前条の申請に基づき、櫻田會政治学術図書出版助成小委員会（以下「委員会」という）に準じ諮ったうえ、助成者を決定する。

(助成の条件)

第 8 条 助成を受けた者は、翌年 9 月までに出版物を刊行しなければならない。当該出版物には、一般財団法人櫻田會の課程博士政治学術図書出版助成金を受けた旨を明示しなければならない。

(計画の変更)

第 9 条 助成を受けた者が、出版計画を変更しようとするときは、あらかじめその旨を理事長に報告し、承認を得なければならない

(出版物の提出)

第 10 条 助成を受けた者は、当該出版物 2 部を一般財団法人櫻田會に提出しなければならない。

(実施細目)

第 11 条 この規程の実施について必要な事項は、別に理事会で定める。

付 則 この規程は、令和5（2023）年1月24日から実施する。

付 記

[I] 2023（令和5）年度より実施する。但し2023（令和5）年度に限り過去2020（令和2）年度から申請時までに学位を取得した者についても応募することができるものとする。